

特別積立金に関する規程

平成24年12月 1日制定

平成28年 2月20日一部改正

(目的)

第1条 長野陸上競技協会に特別積立金を設け、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特別積立金は別表のとおりこれを設置する。

(特別積立金の運用)

第3条 この協会の特別積立金は経理部長が管理し、その方法は理事会及び、評議員会の議を経て定める。

2 この協会の特別積立金は、預金保険制度加入の金融機関に預託するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 特別積立金の運用から生ずる益金の処理は別表のとおりとする。

(特別積立金の処分)

第5条 この協会の事業遂行上やむを得ない事由により、特別積立金の一部の取崩し、又は、全部の処分をしようとする時は、理事会、評議員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は平成24年12月1日から施行する。

この規程は平成28年2月20日から施行する。(題名変更)

別表

名 称	内 容
選手育成強化積立金	①選手育成強化を指定して寄付された財産
	②理事会、評議員会で特別積立金に繰り入れることを決議した金額とし、運用益はこの協会の選手育成強化費に充当する
財政調整積立金	各年度の決算剰余金（前年度繰越金を除く）のうち年度当初の運営に支障の無い金額を積み立て、運用益は本積立金へ積み立てるものとする

慶弔に関する内規

平成24年12月 1日制定

平成29年 3月26日一部改正

第1条 長野陸上競技協会の慶弔に関する内規を定め、慶弔意を表すものとする。

第2条 前条の慶弔は次の通りとする。

①この協会の結婚 この協会長名で祝電を打つものとする。

②この協会の死亡 香典5,000円と生花1基を供し、この協会地区陸協会長又は支部会長が代表して弔問する。

第3条 前条以外のその他特別の場合（従前に会員であった者を含む。）は、前条に準じ事務局（従前会員の場
合、当該地区会長を含む。）で、協議して決するものとする

第4条 この内規により贈呈した金品に対しては一切返礼を受けないものとする。

附 則

この内規は、平成24年12月1日より施行する。

この内規は、平成29年3月26日より施行する。